

令和3年7月13日

保護者の皆様へ

葛飾区子育て支援部 子育て支援課

緊急事態宣言（4回目）発出に伴う葛飾区内保育施設の利用について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国は、東京都に7月12日から8月22日まで新型インフルエンザ等特別措置法にもとづく「緊急事態宣言」を発出しました。

葛飾区の保育施設の対応につきましては、以下のとおりといたします。

なお、今後、国や東京都の通知に伴い、以下の対応に変更が生じる場合には、改めて通知します。

記

- 1 保育について
感染拡大防止対策に万全を期し、これまでどおり原則開所といたします。
- 2 保護者会などについて
保護者会など人の集まる行事については、緊急事態宣言解除後まで延期、または保護者会の内容を書面にてお知らせいたします。
延期した場合は、新しい日程などを保育園から改めてお知らせいたします。
- 3 感染予防対策について
保育施設では、引き続き、手洗い、マスクの着用、園内の消毒、こまめな換気、また職員の健康管理など、感染予防対策を可能な限り実施してまいります。
新型コロナウイルス感染症については、家庭内感染が感染経路として多い割合となっています。保護者の皆様におかれましては、手洗い、マスク着用等の感染防止対策を実施いただくとともに、お子様やご家族の健康管理についてお願いいたします。